

平成 23 年度 第 4 回環境審議会 議事要旨

日時：平成 24 年 1 月 12 日（木）10:00～11:45

場所：長野市役所 講堂

出席者：

学識経験者	青木 恵里子	長野県弁護士会弁護士
	小木曾 加奈	長野県短期大学専任講師
	田所 道子	小学校理科支援員（元小学校長）
	中村 正行	信州大学工学部教授
	樋口 一清	信州大学大学院経済・社会政策科学研究科教授 イノベーション研究支援センター長
	福田 典子	信州大学教育学部准教授
団体代表	岩崎 博充	長野市農業青年協議会会長
	春日 英廣	長野県経営者協会長野支部副支部長
	本道 多加子	ながの環境パートナーシップ会議 太陽エネルギー普及促進プロジェクトチームサブリーダー
	渡辺 昭男	社団法人長野県環境保全協会部長
公募委員等	入江 悦子	みすずかる 21 代表
	小林 武史	公募委員
	酒井 今朝重	公募委員
	吉田 廣子	公募委員

1 第二次長野市環境基本計画策定について

(1) 市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果について（資料 1）

- ・ 意見なし

(2) 答申（案）について（資料 2-1、資料 2-2）

- ・ 「環境の範囲」の変更に伴い、土壌と振動については施策に反映されているか。（酒井委員）
- ・ 施策の追加等を行っていない。（事務局）
- ・ コンパクトなまちづくりの「コンパクト」とはどの程度の規模を考えているか。（入江委員）
- ・ コンパクトなまちづくりの概念としては、人口や面積が拡大していくことが、都市の成功であるという考え方を全く違う方向に転換させることであり、「コンパクト」自体について、規模的な定義はない。また、総合計画の中では、「多核心連携」として検討を行っており、その中で「多核心連携」とは、市街地の外縁的拡大を抑制し、適正な

土地利用を整備しながら、各地域の拠点に機能の集約し、拠点間の連携を密にすることにより、さまざまな面で効率的なまちづくりを進めるものであると定義をしている。
(事務局)

- mg/l と表記しているが、1 を L に見やすくしてはどうか。(岩崎委員)
- 単位等の表記の体裁については、他の事例等も確認の上、見やすいものに改善したい。
(事務局)
- 課題に「広場」を追加しているが、取組の指針には広場の拡大については触れられていない。また、空間が不足している事に対して、面積の拡大については触れられていない。(小木曾委員)
- 公園緑地課と確認の上、必要な文言等について検討する。(事務局)

2 「大切にしたい長野市の自然」改訂版の中間報告について(資料3)

- 発行が500部ではもったいない。もう少し、発行できないか。(小木曾委員)
- 概要版は学校で利用してもらう予定。需要に応じて、追加増刷等も含めて考える。(事務局)
- 第6章について、食生活、住生活などの分け方で表現することは可能か。(福田委員)
- 基本的には、現行案で進めさせて頂きたい。頂戴したご意見は、専門部会に伝える。(事務局)
- 環境学習会は毎年やる予定があるのか。または、子ども会等が申し込めば開催してもらえるのか。(入江委員)
- 4月に環境学習会を開催の予定。「広報ながの」で応募する予定。また、環境教育分野では毎年、「夏の川遊び」2回、星空観察会「スターウォッチング」2回などを実施している。本観察会については、毎年計画的に進めているものではないが、今後、検討したい。(事務局)
- 第7章に「マツ枯れとナラ枯れ」を入れることに違和感がある。マツとナラは、「被害を受ける側」ではないか。(吉田委員)
- 現段階での「案」であり、今後、中身をつめていくとともに、表現等についても精査していく予定である。(事務局)
- 第7章に「増える外来種」を入れることに違和感がある。外来種が人に被害を与えることはないのではないか。(小林委員)
- ここでいう「被害」とは、生態系や農業などへの被害である。(事務局)

3 県からの権限委譲に伴う騒音に係る環境基準の類型指定について(資料4)

- 権限委譲は、県下の全市町村に対して行われたのか。(酒井委員)
- 県下の「市」のみが権限委譲の対象となっている。(事務局)
- 騒音の環境基準値は最大値か、平均値か。また、線路沿線など、この基準値は守られているのか。将来的には、福祉施設の増加等によりAAに指定すべき地域が増えることも考えられる。(福田委員)

- 単純平均ではないが、人の感覚に合わせた平均的な値である。(中村会長)
- 環境基準は、あくまで「目標値」であり、遵守義務は無い。規制は、騒音規制法等に基づく「基準値」で行われている。(事務局)
- 午前6時前に運行している列車については、環境基準値内であるのか。(福田委員)
- そういったものを含め、新幹線・高速道路については、JR等に対し基準値を超過している事例について改善要望をしている。(事務局)
- 工事等の一過性の騒音・振動についてはどのように指導しているか。(酒井委員)
- 特定建設作業については、事前の届出が義務化されており、その中で規制基準の遵守を指導している。(事務局)
- 道路の継ぎ目で発生する振動については、どのように対処しているか。(酒井委員)
- 苦情等が発生した場合は、個別に対応している。道路管理者への働きかけなどを行っている。(事務局)

4 その他

- 本日の第二次長野市環境基本計画策定に係る修正点については、会長に御一任いただき、会長と相談の上、修正して市長答申とさせていただきたいと思うがよいか。なお、本計画策定に係る、今後の予定については、本日の次第に今後の予定として記載しているとおり、委員の皆様は2月14日開催の第5回環境審議会にて計画書の最終確認をしていただいた上で、同日、市長へ御答申をお願いし、その後、2月の庁内会議を経て計画決定としたいと考えている。(事務局)
- (意義なし) (委員全員)
- 委員の皆さんに御了承いただいたので、平成22年5月12日付け、22環政第72号をもって環境審議会に対してなされた「第二次長野市環境基本計画の策定について」の諮問については、本答申案の修正をもって、市長答申とする。(中村会長)

以上